

心理職の国家資格化に関する要望書

謹啓

私ども、精神科七者懇談会は、国立精神科医療施設長会議、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会（以上 あいうえお順）の 7 団体で構成されております。結成以来、日本の精神医学・医療・保健・福祉（以下、精神科医療）に関連した重要事項を協議し、精神科医療団体としての考え方を表明し活動して参りました。

精神科七者懇談会では、平成 21 年より、「心理職の国家資格化問題委員会」（以下、委員会）を設置し、精神科医療の向上の観点から、心理職の国家資格化のあり方について、検討を重ね、平成 25 年に「[心理職の国家資格化に関する提言](#)」（平成 25 年 9 月 19 日）（別紙 1）を公表しております。

さて、この度、平成 26 年 4 月 11 日に「未定稿 公認心理師法案要綱骨子（案）」（以下、4・11 骨子案）が公表され、引き続き、4 月 28 日に「未定稿 公認心理師法案」及び「心理三団体からの修正意見」（以下、4・28 条文案）が提示されました。その後さらに法案の作成が進んでいると仄聞され、いずれ国会審議の段階を迎える事と思料しております。

この機会に、委員会の意見を要望として取り纏めましたので、関係各位、関係諸機関、関係諸団体にご検討をお願い申し上げる次第です。

謹白

精神科七者懇談会「心理職の国家資格化問題委員会」
委員長 佐藤 忠彦

記

4 月 28 日までに示された 4・11 骨子案、4・28 条文案の大筋を前提として、今後、条文案の正式決定と国会審議の過程、あるいは政省令、通知、諸規則等の法制度全般の制定過程において、これらの事項が反映され実現されることを要望いたします。なお、条文案の数字は 4・28 条文案によります。

1. 第七条 受験資格一項、二項、三項

この条文案について、「省令で定める科目」、「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」で定められる、心理学の専門教育、実習、実務などのカリキュラムの内容を、学部学士課程、大学院を通じて充実させることが極めて重要であります。精神科医療と関連する事項については、精神科七者懇談会がカリキュラムの作成過程に参加する仕組みが設けられる必要があります。

2. 第十条 指定試験機関の指定、及び、第三十五条 指定登録機関の指定

この条文案について、試験事務、登録事務は、その適格性が認められる団体によって担われる必要があります。一般財団法人「日本心理研修センター」は、67 の主だった関連職種及び関連学会等の諸団体が賛同しており、かつ、これまで同種の認定事業を行って来た実績があります。つきましては、試験、登録の両指定に最も適した団体として推薦いたします。

3. 第四十一条 連携等

この条文案について、異存はありません。加えて、運用段階での種々の事態に応じて、精神科七者懇談会と協議する仕組みが設けられる必要があります。

4. 第四十三条 名称の使用制限

この条文案について、公認心理師の法制化以降、類似する名称との混乱が生じる場合には、類似する名称に対する対応を検討する必要があります。

5. 附則第二条 受験資格の特例

- 1) この条文案について、大学院、学部学士課程、心理学の教員ともに同等の科目課程等の「カリキュラム」の履修、または同等の講習会の受講を明確にする必要があります。
- 2) 「2」の「現に第二条第一号から第三号に掲げる行為を業として行う者」の受験資格について、「講習会の課程を修了」あるいは「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において（略）5年以上業として行った者」とされていることに関しては、学部学士課程修了以上と明確にする必要があります。

6. 精神科七者懇談会、医学系団体への情報提供と協議について

心理職の国家資格は、条文案の内容をはじめとして、政省令、通知あるいは諸規則等による法制度の全体と運用が極めて重要であります。今後、条文案の内容変更をはじめ、法制度全般について、精神科七者懇談会、医学系団体等の関係諸団体に情報を提供し、協議が可能な仕組みを設ける必要があります。

7. 条文案の国会審議について

条文案の国会審議について、この資格は精神科医療のみならず、医学、医療、保健、福祉等の広い分野での活動が想定されますので、厚生労働委員会においても十分に審議される必要があります。

8. 医療機関としての開業権は認められません。

9. 「心理職の国家資格化に関する提言」（平成 25 年 9 月 19 日）について

本提言は、私どもの基本的な考え方であり、今後とも尊重していただくことを要望いたします。

以上